

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 12 月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600355号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600173号

第1 結論

A事業所における請求者の標準賞与額を平成17年12月15日は13万円、平成18年7月15日は19万5,000円、同年12月15日は22万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日、平成18年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日、平成18年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

請求期間①、②及び③にA事業所から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同事業所の回答により、請求者は、同事業所から請求期間①に13万円、請求期間②に19万5,000円、請求期間③に22万円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は13万円、請求期間②は19万5,000円、請求期間③は22万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600354号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600174号

第1 結論

A事業所における請求者の平成18年12月15日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月15日

請求期間にA事業所から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同事業所の回答により、請求者は、同事業所から請求期間に25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(25万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600226号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600057号

第1 結論

平成元年8月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年8月から平成3年3月まで

私が20歳になった平成元年*月頃、自宅に国民年金の加入案内が届いたため、同年10月か同年11月頃に、母が、A県B市役所において私の国民年金に係る加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても母が納付してくれた。

請求期間当時、私は体育大学生で、国民年金の加入は任意であったが、万一、障害を負ったときの障害年金受給のことも考えて、母が、加入手続を行い、卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、請求者の母が、平成元年10月又は同年11月の頃にB市役所において加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨陳述している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の20歳到達被保険者の資格取得の状況などから判断すると、平成3年10月頃に行われた国民年金の加入手続によって払い出されたものと推認できる。

また、請求者が所持する2冊の年金手帳のうち、前述の国民年金手帳記号番号の記載がある年金手帳を見ると、国民年金の「初めて上記被保険者となった日」欄及び国民年金の記録(1)欄の先頭には、いずれも平成3年4月1日と記載されており、請求者は、当該日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、平成元年10月又は同年11月の頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述とは符合しない。

さらに、請求者は、請求期間当時は学生であったと陳述しているところ、平成3年4月1日(国民年金制度において学生が強制加入となった日)に国民年金被保険者資格を取得しており、オンライン記録によると、請求期間は国民年金に未加入の期間であることから、請求者の母は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600317号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600058号

第1 結論

昭和60年12月から昭和61年3月までの請求期間、同年7月から昭和62年3月までの請求期間、昭和63年2月、同年3月、同年10月から同年12月までの請求期間、平成元年2月から同年4月までの請求期間及び平成4年3月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年12月から昭和61年3月まで
② 昭和61年7月から昭和62年3月まで
③ 昭和63年2月及び同年3月
④ 昭和63年10月から同年12月まで
⑤ 平成元年2月から同年4月まで
⑥ 平成4年3月

請求期間①から⑥までについて、国民年金保険料の定額保険料は納付済みとなっているが、付加保険料の納付記録が無い。昭和54年7月から平成12年1月までの期間、A県B市(現在は、C市)において付加保険料も一緒に納付していたので、請求期間①から⑥までについて、付加保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によると、請求期間①から⑥までに係る国民年金保険料は、B市に現年度納付することができる期間を過ぎた時期に、いずれも過年度納付された記録となっており、過年度納付の時点では、制度上、付加保険料は納付することができない。

また、請求者の夫のオンライン記録によると、昭和54年7月1日に付加保険料の納付申出が行われた以降の期間においては、請求者と同様に、国民年金保険料が現年度納付された月について定額保険料及び付加保険料が納付済みと記録され、過年度納付された請求期間①、②、④並びに請求期間⑤のうち平成元年2月及び同年3月については、定額保険料のみが納付済みの記録となっている。

さらに、請求期間③、請求期間⑤のうち平成元年4月及び請求期間⑥に係る国民年金保険料について、オンライン記録により確認できる請求者及びその夫の国民年金保険料の納付状況を見ると、請求者は過年度納付、請求者の夫は現年度納付の記録となっており、請求者は、「自身の国民年金保険料は、夫の分と同時に納付していた。」旨陳述しているが、当該期間を含む昭和62年度から平成4年度までの期間においては、納付日が異なる月が多数見受けられ、請求者及びその夫の国民年金保険料の納付が必ずしも同時であったわけではないことがうかがえる。

加えて、請求者が請求期間①から⑥までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600373号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600175号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年8月1日から平成19年8月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便を見ると、国民年金に加入した記録となっているが、当該期間は、A社に勤務しており、毎月約30万円の給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているため、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された給与振込口座の取引明細表におけるA社からの入金記録及び同僚の陳述から、請求者が、請求期間のうち平成18年8月1日から平成19年7月24日までの期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、不明と回答している。

また、全国健康保険協会B支部が、「請求者は、請求期間を含む平成18年1月1日から平成19年8月11日まで、政府管掌健康保険の任意継続被保険者である。」旨回答しているところ、C市から提出された請求者に係る市民税・県民税に関する回答書における平成18年の社会保険料額は、同年に係る任意継続保険料額及び雇用保険料推定額の合計額と、同じく平成19年の社会保険料額は、同年に係る任意継続保険料額及び雇用保険料推定額並びにD社(平成19年8月1日、被保険者資格取得)における健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と、いずれもおおむね符合しており、当該回答書によると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600329号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1600006号

第1 結論

昭和19年4月1日から昭和20年8月31日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年4月1日から昭和20年8月31日まで

夫がA社に勤務した請求期間について、厚生年金保険の記録では脱退手当金が支給された期間となっているが、夫は生前から請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないことを社会保険事務所(当時)に調査依頼していたことから、夫が脱退手当金を受給したとは考えられない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社における厚生年金保険の加入期間について、「給付種類 脱手」「資格期間 1年4か月」「支給金額 30円62」「支給(開始)年月日 21.10.23」等の、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されており、これらの内容とオンライン記録は符合する。

また、前述の支給金額は、請求期間の標準報酬月額に基づく脱退手当金法定支給額(30円62銭)と一致しており、計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。